

令和 7 年度 女子中高生の理系進路選択支援プログラム

【募集要項】

本募集は令和 7 年度政府予算の成立を前提としており、
予算の成立状況によっては実施スケジュール・実施内容等、
変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。



国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
理数学習推進部

令和 7 年 1 月

目次

募集要項における用語説明.....	- 2 -
I. 趣旨.....	- 3 -
II. 募集の概要.....	- 4 -
1. 募集・選定スケジュール.....	- 4 -
2. 企画の対象・支援金額の上限.....	- 4 -
3. 支援期間.....	- 4 -
4. 採択予定件数.....	- 5 -
5. 応募できる機関.....	- 5 -
III. 企画の構成要素と要件.....	- 6 -
1. 概要.....	- 6 -
2. 対象者.....	- 6 -
3. 取組.....	- 6 -
4. 実施体制.....	- 8 -
5. 広報活動・成果の普及と展開.....	- 10 -
6. 事業の継続性.....	- 10 -
7. 再応募機関対象の追加要件.....	- 11 -
8. 支援対象とならない企画.....	- 12 -
IV. 応募方法.....	- 13 -
1. 応募者.....	- 13 -
2. 企画提案書の作成・提出.....	- 13 -
3. 応募時の留意事項.....	- 13 -
V. 企画の選定.....	- 14 -
1. 選定の流れ.....	- 14 -
2. 審査の観点.....	- 14 -
VI. 実施上の留意事項など.....	- 17 -
1. 採択後の手続き・報告など.....	- 17 -
2. 採択された実施機関の責務など.....	- 18 -
3. その他.....	- 19 -
4. 問い合わせ先.....	- 19 -
(参考) 支援対象となる経費.....	- 20 -
1. 直接経費.....	- 20 -
2. 一般管理費.....	- 21 -

募集要項における用語説明

新規応募機関	平成 28 年度以降に本プログラムに採択実績がなく、企画の実施主体として応募する機関
再応募機関	平成 28 年度以降に本プログラムに採択実績があり、企画の実施主体として応募する機関
企画	応募機関が本プログラムの趣旨に沿って立案した実施体制、予算等を含む全体計画であり、応募・実施の単位
実施機関	企画の実施主体として応募し、企画の実施責任を負う採択された機関
共同機関	実施機関と共同して企画を立案・実施する機関 (原則として、JST と実施協定を締結)
新規参画機関	平成 28 年度以降の支援期間が通算で 6 年に達する再応募機関が共同機関に位置づけて実施体制に含める、本事業に実施機関、共同機関として参画経験のない機関
連携機関	企画の実施にあたって実施機関および共同機関に協力・連携する機関
教育委員会	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、または市区町村教育委員会
中高生	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部および高等部に所属する生徒、ならびに高等専門学校に所属する第 1～第 3 学年の学生 (実施機関、共同機関、連携機関に属する場合を除く)
取組	企画を構成するイベント・講座など
参加者	企画に参加する中高生、教員、保護者など
実施責任者	企画の立案・実施について、実施機関として対外的に責任を負う学長、総長、理事長、機構長など
実施主担当者	実施機関において主に企画を実施する担当者
コーディネータ等	実施機関において、学校、教育委員会、企業等との連絡調整や、イベントの企画・広報、データ分析など、専門的な知識や経験により実施主担当者の渉外業務を補佐し、企画を推進する者

I. 趣旨

我が国の第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）においては、研究のダイバーシティの確保やジェンダード・イノベーション創出に向け、中高生、保護者、教員等に対し理工系の魅力を伝える活動等においても、女性研究者のキャリアパスやロールモデルの提示を推進し、女性の理工系への進学を促進するため、更なる拡充を図ることとされている。

また第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においても、計画的・長期的に研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、教員、保護者等における科学技術系の進路への興味関心や理解を全国的に向上させるための取組を推進し、次代を担う女性の科学技術人材を育成することを施策の基本方針としている。その具体的な取組として、大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すこととしている。経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）においても、アンコンシャスバイアスの解消等を含む女性活躍推進に向けた意識啓発や、IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組を促進する、と述べている。

これらの状況を踏まえ、女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるとともに、本人だけでなく教員及び保護者等を含め理工系分野への進路選択に関する理解を促進し、文理選択や将来の進路に迷っている女子中高生を支援する企画が全国で広範に展開されるための実施拠点をより多く構築していくため、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という）は、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム（以下「本プログラム」という）」を推進する。

II. 募集の概要

1. 募集・選定スケジュール

募集期間：令和7年1月15日（水）～令和7年2月20日（木）正午（厳守）

結果通知・公表：令和7年4月中旬～下旬頃

2. 企画の対象・支援金額の上限

企画の実施規模等に照らして、新規応募機関は以下のタイプ①～③から、再応募機関は以下のタイプ②または③から選択して企画を立案すること。

タイプ①または③として応募する場合は、コーディネータ等を配置する企画（「Ⅲ. 4.実施体制」参照）を提案すること。

タイプ①：1企画あたり上限600万円／年、

都道府県規模で実施し、コーディネータ等の配置を必須とする企画

タイプ②：1企画あたり上限300万円／年、

都道府県規模で実施し、コーディネータ等の配置を任意とする企画

タイプ③：1企画あたり上限300万円／年、

複数の周辺市区町村規模で実施し、コーディネータ等の配置を必須とする企画

タイプ	応募できる機関	支援総額	実施規模	コーディネータ等の配置
①	新規応募機関のみ	上限600万円	都道府県	必須
②	新規応募機関 再応募機関	上限300万円	都道府県	任意
③	新規応募機関 再応募機関	上限300万円	複数の市区町村	必須

※支援期間終了後の継続性を鑑み、実施機関において適正な規模で応募すること。

※推進委員会による採択審査の過程で、支援金額の調整を採択条件とする場合がある。

※推進委員会による採択審査などにおける調整や、採択後の実施状況、各年度のJST予算の成立状況により、各年度の支援可否および支援金額が決定される。

※各タイプの支援金額の上限は、「Ⅲ.企画の構成要素と要件」のすべてをそれぞれの実施規模にて実施すること、そのための体制を構築することを想定した金額となる。

※支援金額には、一般管理費を含める。「(参考) 支援対象となる経費」参照。

3. 支援期間

最大3年間（実施協定締結日～令和10年3月31日まで）

※最大3年間とし、年度ごとに単年度契約を締結する。

※各年度の政府予算の成立状況等により、実施期間が変更になる場合がある。

4. 採択予定件数

3～6 件程度

※各タイプの応募件数や実施規模、企画の提案内容などにより変動する場合がある。

5. 応募できる機関

国公立大学（短期大学、大学院大学を含む）、高等専門学校（以下高専）、科学館、科学系博物館、民間企業（法人格を有すること）、独立行政法人、公的研究機関、大学共同利用機関、公益法人、一般社団法人および一般財団法人、NPO 法人、地方公共団体（都道府県、指定都市、市区町村）、教育委員会

※1 機関につき応募・実施できるのは1 企画（1 つの応募タイプ）とする。

〈留意事項〉支援対象機関の考え方について

- （1）新規応募機関（実施機関）が再応募機関を共同機関または連携機関として実施体制に含めて応募する場合は、新規応募の企画として受け付ける。ただし、企画における実施機関の主体性や取組内容の新規性について、選定時に吟味し審査結果に反映する。

※平成 28 年度以降の採択機関はプログラム HP に掲載

- （2）平成 28 年度以降の募集より、本プログラムの支援においては、女子中高生の理系進路選択を支援する企画が展開される実施拠点を全国に構築すること、また支援終了後も実施拠点において企画が継続されていくことを重視している。

支援対象機関の選定では、新規応募機関の選考状況を踏まえた上で、再応募機関についてもプログラムの趣旨に則し効果を最大化することが見込まれる優れた企画の中から、採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断する。

- （3）再応募機関が応募する場合は、追加の提案項目（「Ⅲ. 7. 再応募機関対象の追加要件」参照）を含めて提案すること。

Ⅲ. 企画の構成要素と要件

1. 概要

進路選択に対する女子中高生を取り巻く環境が地域ごとに異なるため、対象地域の状況を的確に捉え、応募の背景や課題、企画の目的を具体的に示すこと。女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、理系進路選択後の具体的な将来像を想起させ進路意識の醸成を図ることにより、理工系分野への進路選択を視野に入れる生徒が増加する取組を実施すること。例えば、女子中高生が理系進路選択後に自分の将来像を具体的にイメージすることができるよう、理系学部で何を学ぶことができるか、学んだことで何ができるか、さらに、理系学部卒業後の社会での活躍の場にどのようなものがあるのかについて、参加者・対象地域の状況にあわせて適切に伝える取組を実施すること。

実施に際しては、実施機関における組織としての実施体制を整備の上、実施機関外の大学や産業界などの機関との連携を行うとともに、過度な負担のない適正な実施規模を設定するなど、企画を一過性で終わらないようにするための工夫をすること。

2. 対象者

女子中高生、保護者と教員

〈留意事項〉男子生徒の参加について

取組の主対象は女子生徒であるものの、男子生徒が参加することは、男女共同参画社会推進の観点から有意義である。そのため、講演会、学校訪問などで男女を分けて実施することが難しい取組については、男子生徒の参加及びその割合に制約を設けない。ただし、企画として設定する目標人数、報告実績の対象は女子中高生、保護者、教員であり、男子生徒は含まれない。実施機関は、各取組のねらいに即して、適切な募集対象の範囲の設定や、広報の工夫を行うこと。

※FAQ についても参照

3. 取組

理工系分野への興味・関心を高め、進路意識の醸成を図るため、(1)(2)について以下の項目を満たす取組を実施すること。

(1) 女子中高生

理工系分野への興味・関心を高め、理系進路選択の場合の具体的な将来像を想起させ、女子中高生の進路意識の醸成を図る取組を行うこと。

【対象生徒について】

- ・特に、高専進学や、多くの高等学校において1学年時点で実施する次年度の科目選択が、実質的な理系進路選択のタイミングとなっている実情を踏まえ、女子中学生を対象とした取組の実施を必須とする。
- ・また、理系進路選択者の裾野拡大の観点から、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生を中心とした取組の実施を必須とする。
- ・上記の生徒層を対象とした取組や、具体的な理系学部の選択に迷っているといった、一定程度

理系に関心がある女子中高生を中心とした取組など、参加者それぞれの興味・関心・進路意識などに応じて、取組を計画すること。

【取組の内容について】

- ・女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるために、理工系分野での多様な学びを紹介する、科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介する、身近に感じられる多様なロールモデルを提示するなど、具体的な情報提供を行うことにより、理系進路意識の効果的な向上が期待できる内容とすること。
- ・理工系分野への興味・関心を高めるような体験の機会を提供すること。
- ・生徒が対話を通して理解を深めるなど、生徒が主体的になれる活動とすること。

【取組の形態について】

- ・対面型、オンライン型、ハイブリッド型のそれぞれのメリットや効果を踏まえて、適切な開催形態を検討すること。
- ・対象地域の女子中高生の ICT 環境の把握に努め、オンラインやハイブリッドの形態も効果的に組み合わせることによって教育環境のデジタル化に対応するとともに、対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるよう、アクセシビリティの向上に努めること。

(2) 教員と保護者

女子中高生の進路選択に大きな影響を与えうる教員と保護者に対し、女子の理系進路選択に関する理解を促す取組を行うこと。

- ・理工系分野での多様な学びや科学技術に関係する職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデル提示などを通じて具体的な情報提供などを行うことにより、女子が理系進路を選択することに対して理解の普及を図ること。
- ・活動する女子中高生の様子を単に見学するだけでなく、女子の理工系分野への進学・就職やその後の人生設計に関する理解を深める機会とすること。
- ・特に教員については、教育委員会と連携して参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、アプローチの仕方を工夫することによって進路指導教員をはじめとする教員の参加を促すこと。

4. 実施体制

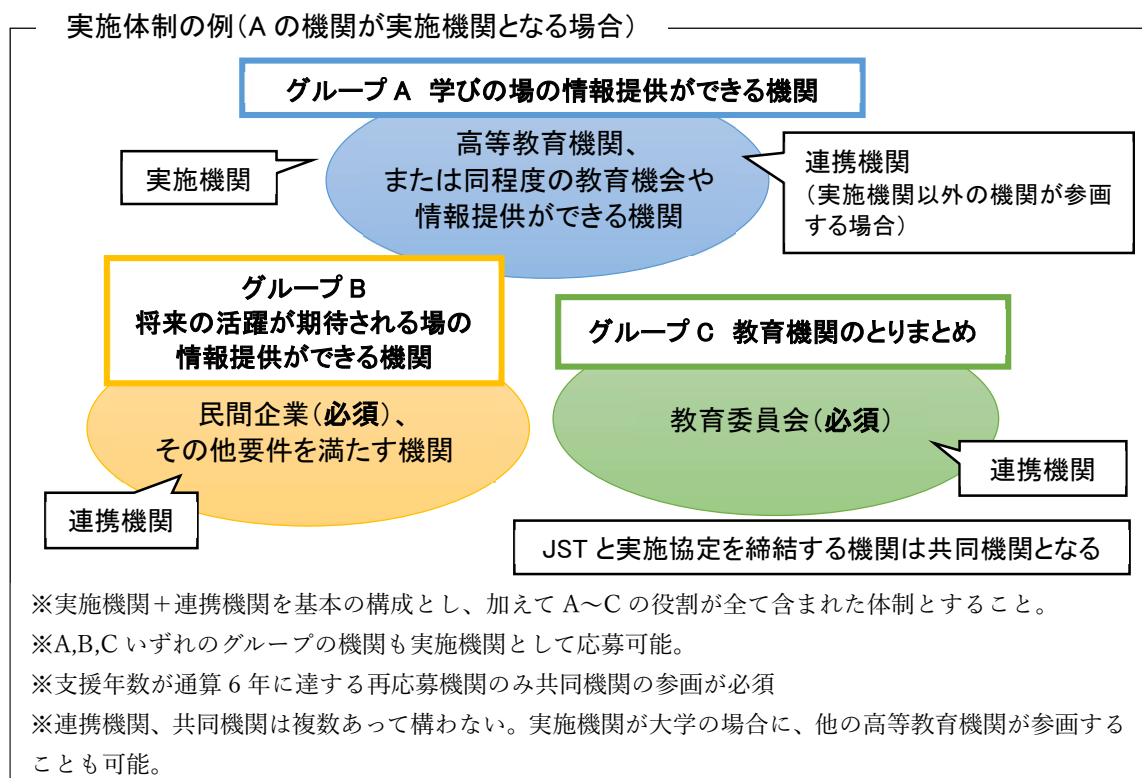
「3. 取組」の内容を効果的・継続的に実施するため、実施機関における全組織的な協力体制など組織としての実施体制を整備した上で、実施機関が複数の機関と連携して企画を立案・実施し、継続的に取組が行える体制を整えること。本プログラムでは、実施体制に参画する機関を、その役割ごとに以下のように分類する。

	役割	機関
グループ A	学びの場の情報提供ができる機関	高等教育機関、またはそれと同程度の教育機会や情報提供ができる機関
グループ B	将来の活躍が期待される場の情報提供ができる機関	民間企業、その他要件を満たす機関
グループ C	教育機関のとりまとめ	教育委員会

(1) 実施体制の構成

以下を満たした体制とすること。

- ・実施機関（応募機関）と連携機関による構成を基本とする。実施機関とは別に JST と実施協定を締結する機関がある場合は、共同機関と位置づける。
- ・グループ A,B,C から、それぞれ少なくとも 1 機関ずつが実施体制に含まれていること。
- ・グループ B からは、民間企業を必ず含めること。さらに、多様なロールモデルや職場を示せるよう、様々な分野に関する民間企業や、民間企業以外の機関が参画することが望ましい。
- ・グループ C の教育委員会は、採択後に連携が確定する場合、採択年度 9 月末までに実施体制に含めることが想定されていること。なお、タイプ③（複数の市区町村規模）で応募する場合は、当該地域を所管する市区町村教育委員会を体制に含めることで、要件を満たすものとする。



〈留意事項〉

- ・グループ A の機関として高等教育機関以外の機関を位置づける場合、提案される取組の内容などを踏まえ、その適格性について審査の対象となる場合がある。
- ・取組を実施していく過程において新たな機関が参画するなど、広がりが期待できる実施体制であることが望ましい。
- ・新たな機関が参画し実施体制を拡張する際は、その機関に求める役割が考慮されていることが望ましい。
- ・生徒のニーズ（どのような情報や体験が興味関心を引きつけ、進路を主体的に考えるために必要とされるのか）や、学校行事のスケジュール（試験期間、部活動の大会期間など）が取組に反映されるような仕組みが、体制面において考慮されていることが望ましい。
- ・実施責任者や実施主担当者が交代しても円滑な取組が継続でき、効果を検証する追跡調査等に対応可能な体制が考慮されていることが望ましい。

（２）コーディネータ等の配置

タイプ①またはタイプ③にて企画を提案する場合は、実施機関内においてコーディネータ等を支援期間中に必ず配置すること。

実施機関の取組に、より多くの対象者の参加を働きかけていくためには、対象地域の教育委員会や、中学校、高等学校等との連携が重要となる。また、多様な理工系の進路やロールモデルを示すことができるよう、本プログラムの趣旨に賛同する外部機関と関係を構築していくことも必要とされる。このような背景を踏まえ、企画のねらいに即した専門的知見や経験を有するコーディネータ等を配置することにより、外部機関との関係の構築、多様かつ継続的な取組の企画、取組成果やノウハウの蓄積が可能な体制構築の促進を図ること。

なお、コーディネータ等の配置の目的を a～e のいずれか（複数選択可）から設定し、コーディネータ等が担う具体的な役割や活動について、企画提案書の該当項目に記載すること。雇用においては、支援終了後を考慮した適切な計画に基づいた雇用とすること。

配置の目的	コーディネータ等が担う具体的な役割や活動
取組の拡充	a. SSH 指定校等との連携による女子中学生へのアプローチ強化 b. 保護者へのアプローチ強化 c. 中学校・高等学校の教員へのアプローチ強化
連携体制の強化	d. 他機関との連携強化（ノウハウ共有の機会設定など） e. 実施範囲の拡大（他機関とのエリア分担など）

※上記 a～e の項目に加えて、コーディネータ等の配置によるその他の提案がある場合は、企画提案書の該当項目に記載すること。

※人件費計上にかかる詳細については、「（参考）支援対象となる経費」参照。

5. 広報活動・成果の普及と展開

本プログラムの目的を効果的・効率的に達成するため、以下を満たす活動を実施すること。

- ・企画に関する情報などが、参加が見込まれる層に周知されるための効果的な仕組みが構築され、広く参加の機会を付与するものであること。
- ・企画の成果などを検証し、企画の改善ができること。
- ・各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信や普及などを図ること。

6. 事業の継続性

JST からの支援期間中より、支援終了後の事業の継続性に留意し、以下の計画について提案すること。

(1) 実施体制に参画する機関が集まって進める取組

支援終了後も継続的に事業を実施する基盤を形成するために、JST 支援期間中に複数機関が集まって進める取組を行うこと。その際、以下の項目を満たす取組について、記載すること。

- ・実施体制に参画する機関が集まる定期的な全体会議の開催
事業実施財源、各機関の協力内容（物品の無償貸与、人員派遣、施設見学の受入れなど）などに関わる会議。
- ・関係機関相互の連携を強化する、実施体制に参画する機関全体による取組の実施
毎年継続して地域に対して働きかけを行うなど、女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつながる取組。特に、研究者、企業人、大学院生、大学生など参画機関の多様な立場の方々と女子生徒をつなげる機会をつくることで、女子生徒が将来についての視野を広げ、イメージできるような取組であることが望ましい。

※関連 FAQ についても参照

(2) 予算計画

支援期間終了後、企画を具体的にどのようにして継続させるかについて、以下の項目を満たす計画を記載すること。

- ・継続性を考慮した事業内容、規模などについての説明
（継続し得る事業内容・実施規模、人的コストを含めた費用面の計画・工夫など）
- ・支援終了後の実施財源（自己財源、外部資金など）に関する計画
（想定している財源や、財源を獲得するために支援期間中に実施予定の取組など）

7. 再応募機関対象の追加要件

再応募機関は、これまでの支援期間に応じて、新規応募機関が記述する企画提案書の項目に加えて、以下の内容に関する提案をすること。

- ・すべての再応募機関：「(1) 新展開項目」の提案
- ・平成 28 年度以降の支援期間が通算で 6 年に達する再応募機関：
「(1) 新展開項目」に加えて、「(2) 拠点の拡大と取組の浸透にかかる展開項目」の提案

平成 28 年度以降の支援期間	(1) 新展開項目	(2) 拠点の拡大と取組の浸透にかかる展開項目
再応募機関（通算 <u>6 年未満</u> ）	必須	不要
再応募機関（通算 <u>6 年以上</u> ）	必須	必須

(1) 新展開項目

JST の支援期間終了後における企画実施の継続性に留意した実施体制の改善・再構築と、成果の最大化に資する企画の深化の 2 点を共に達成するための提案として、以下の項目について記載すること。

- (ア) これまでの企画で達成できたこと
- (イ) これまでの企画の中で見えてきた課題（試みたが達成できなかったことや、改善点、より発展させたい点など）
- (ウ) (イ) の原因と課題への対応
- (エ) (ア) ～ (ウ) を踏まえた新たな展開内容とそのねらい
- (オ) 支援終了後を見据えて、企画を継続的に実施するための支援期間中の具体的な活動内容

※企画内容および実施方法の新規性が認められない提案、JST の支援期間終了後の継続性に留意していない提案は、新展開項目を充足したものと見なさないので注意すること。

(2) 拠点の拡大と取組の浸透にかかる展開項目

平成 28 年度以降の支援期間が通算で 6 年に達する再応募機関は、新展開項目を提案し、かつ以下の (カ)、(キ) の項目を満たす取組や体制についても提案すること。

(カ) 教員および保護者を主たる参加対象とする取組の実施

女子生徒の取組に引率・同伴し参加の様子を見学するのではなく、教員および保護者を主対象とする、進路選択を支援する視点からの意識醸成、意識変容の促進がなされる取組を実施すること。

(キ) 本事業に参画経験のない機関を「新規参画機関」と位置づけて実施体制上の共同機関として参画させ、支援終了後、その機関が自立的かつ継続的に取組を実施していけるようこれまでの経験や実績を共有すること。

(キ) について具体的には、

- ・新規参画機関は、平成 28 年度以降の採択において、本プログラムの実施機関や共同機関としての参画経験がないこと
- ・新規参画機関は共同機関の一つとして再応募機関の実施体制に参画し、一部の企画の立案・実施を担うと同時に、特定の地域を担当すること
- ・新規参画機関は、担当地域にかかる負担対象費用を管理・執行する体制とすること
- ・新規参画機関は、担当地域における他機関との連携協力体制を構築すること
- ・再応募機関は、新規参画機関とこれまでの経験や実績を共有することにより、以下の点に関して効果的な支援をすること

①新規参画機関の企画の立案・実施に関すること

②新規参画機関が継続的に実施していくことができる体制の構築に関すること

③新規参画機関の担当地域における連携体制の構築に関すること

なお、再応募機関による「効果的な支援」とは、新規参画機関が今後において本プログラムに新規に応募する機関として、独自の企画を主体的に提案することが期待できるような支援とする。

8. 支援対象とならない企画

本プログラムの趣旨にそぐわない企画は支援対象とならないので注意すること。

【趣旨にそぐわないと判断される主な例】

- ・特定の組織、団体等の広報を主たる目的とする企画
 - ・大学・高等専門学校等の入学者や科学館・博物館などの入館者の増を主たる目的とする企画
 - ・単なるオープンキャンパス（学校案内）に終始する企画
- ただし、オープンキャンパスと併催することで、参加者以外への波及効果の大きさや、参加者数の大幅な増加等の著しい効果が期待される場合は、本企画の趣旨が参加者に明確に伝えられることや適切な経費の区分がなされていること等を確認した上で、認めることがある。
- ・参加者のレクリエーションを主たる目的とするなど、娯楽中心の企画
 - ・一般公募を行わず特定の学校のみを対象とするなど、参加対象者を過度に制限した企画
 - ・参加者に対する物品の販売など、営利活動を含む企画

IV. 応募方法

1. 応募者

実施責任者（実施機関の長である学長、総長、理事長等）とする。

2. 企画提案書の作成・提出

以下のWebサイトから企画提案書様式をダウンロードし、企画提案書を作成、提出すること。

○本プログラム HP : <https://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/oubo/bosyu.html>

○提出先メールアドレス : jyoshi-koubo [AT] jst.go.jp

※上記の" [AT] "を"@"に置き換え

※1回のメールで提出し、メールサイズは添付ファイルを含めて10MBを上限とする。

※JSTは、電子メールの受信後3営業日以内（募集最終日は当日18時まで）に受理確認メールを送付する。この受信確認メールをもって応募完了とする。

3. 応募時の留意事項

（1）本プログラムに応募する企画の全部または一部が、他の補助金等による支援を受けている場合は、当該企画は本プログラムによる支援対象とならない。特に、女性科学者等に関する企画について支援を受けている、または応募中の場合は、事前に企画内容の整理・仕分を行い、企画に重複のないようにすること。

ただし、既存の企画を活用し、本プログラムの応募内容との相乗効果を計るなど、支援終了後の継続性を鑑み、企画内容と経費の整理・仕分を行った上で、他で支援を受けている企画と連携することは可能である。

（2）応募内容が本要項の記載に合致していない場合や、企画提案書の記載内容が指示に従っていない場合、虚偽の内容が記載されていた場合等には、当該応募を審査の対象外とすることがある。採択後にこれらが発覚した場合には、採択の取り消しや実施の中止、経費の返還等を含めた措置を講じることがある。

（3）審査時に承認されなかった経費については支援対象とならない。そのため、採択金額が応募時の積算より減額となる場合がある。また、採択後に企画提案書に記載された経費総額を超える経費を積算することはできない。

（4）審査の結果、企画内容や経費の調整等、採択の条件を付す場合がある。

V. 企画の選定

1. 選定の流れ

外部有識者で構成される「女子中高生の理系進路選択支援プログラム推進委員会」が書面審査を行い、その結果に基づいて JST が採択機関を決定する。

選定の結果は、採否にかかわらず、応募した機関に対して、企画提案書に記載の実施責任者宛てに文書で通知する。また、採択となった機関については、本プログラム HP 等でも公表する。

2. 審査の観点

(ア) 目的・目標が本プログラム趣旨に合致し、かつ具体的であるか。

- ・企画を行う目的と背景が示され、明確な目標と達成状況の有効な検証方法が設定されているか。
- ・支援期間終了後においても継続性が担保できる、適正な実施規模での企画となっているか。
- ・目的・目標と実施規模に応じた、合理的な予算計画となっているか。

(イ) 参加者の募集計画は、合目的かつ合理的であるか。

- ・各取組の参加者数などが具体的に設定され、実現性のある計画か。
- ・男子生徒を参加させる場合、合目的かつ合理的な理由が明示されているか。

(ウ) 取組内容は、合目的かつ合理的であるか。

【女子中高生】

- ・理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生（特に女子中学生）を中心とした取組が含まれているか。
- ・対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識などに応じた取組が計画されているか。
- ・女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を高めるために、理工系分野での多様な学びを紹介する、科学技術に係る職業や幅広い進路を紹介する、身近に感じられる多様なロールモデルを提示するなど、具体的な情報提供を行うことにより、理系進路意識の効果的な向上が期待できる内容となっているか。
- ・理工系分野への興味・関心を高めるような体験の機会を提供しているか。
- ・生徒が対話を通して理解を深めるなど、生徒が主体的になれる活動としているか。
- ・対面型、オンライン型、ハイブリッド型のそれぞれのメリットや効果を踏まえて、適切な開催形態を検討しているか。
- ・対象地域の女子中高生の ICT 環境の把握に努め、オンラインやハイブリッドの形態も効果的に組み合わせることによって教育環境のデジタル化に対応するとともに、対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるよう、アクセシビリティの向上に努めているか。

【教員と保護者】

- ・理工系分野での多様な学びや科学技術に係る職業や幅広い進路を紹介するなど、多様なロールモデル提示などを通じて具体的な情報提供などを行うことにより、女子が理系進路を選択することに対して理解の普及を図っているか。
- ・活動する女子中高生の様子を単に見学するだけでなく、女子の理工系分野への進学・就職や

その後の人生設計に関する理解を深める機会となっているか。

- ・教育委員会と連携して参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、アプローチの仕方を工夫することによって、進路指導教員をはじめとする教員の参加を促しているか。

(エ)実施体制は、効果的・継続的に実施するために相応しい体制であるか。

- ・全組織的な協力体制など、実施機関における組織としての実施体制が整備されているか。
- ・「Ⅲ. 4. 実施体制（１）実施体制の構成」の要件を満たしているか。
- ・取組を実施していく過程において新たな機関が参画するなど、広がりが見込める実施体制か。
- ・新たな機関が参画し実施体制を拡張する際は、その機関に求める役割が考慮されているか。
- ・生徒のニーズ（どのような情報や体験が興味関心を引きつけ、進路を主体的に考えるために必要とされるのか）や、学校行事のスケジュール（試験期間、部活動の大会期間など）が取組に反映されるような仕組みが、体制面において考慮されているか。
- ・実施責任者や実施主担当者が交代しても円滑な取組が継続でき、効果を検証する追跡調査等に対応可能な体制が考慮されているか。
- ・（コーディネータ等を配置する場合）合目的なコーディネータ等の配置となっているか。

(オ)広報活動・成果の普及と展開が考慮されているか。

- ・企画に関する情報などが、参加が見込まれる層に周知されるための効果的な仕組みが構築され、広く参加の機会を付与するものか。
- ・企画の成果などを検証し、企画の改善ができるか。
- ・各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信や普及などを図っているか。

(カ)JST からの支援期間中より、支援終了後の事業の継続性に留意しているか。

【実施体制に参画する機関が集まって進める取組】

- ・実施体制に参画する機関が集まる定期的な全体会議が開催される企画となっているか。
- ・関係機関相互の連携を強化する、実施体制に参画する機関全体による取組の実施が提案されているか。

【予算計画】

- ・継続性を考慮した事業内容、規模などが想定されているか。
(継続し得る事業内容・実施規模、人的コストを含めた費用面の計画・工夫などがあるか)
- ・支援終了後の実施財源（自己財源、外部資金など）に関する計画があるか。
(想定している財源や、財源を獲得するために支援期間中に実施予定の取組などの記載があるか)

(キ)【再応募機関のみ】「新展開項目」は、合目的かつ合理的であるか。

- ・新たな展開内容が具体的に記述され、その内容が必要を含めて評価できるか。
- ・新たな展開内容を実施するねらいが具体的に記述され、その内容が評価できるか。
- ・企画を継続的に実施するための支援期間中の活動内容が、具体性・実現可能性を含めて評価できるか。

(ク)【再応募機関（平成 28 年度以降の支援が通算 6 年に達する）のみ】「拠点の拡大と取組の浸透にかかる項目」の提案は、合目的かつ合理的であるか。

- ・教員および保護者を主対象とする、進路選択を支援する視点からの意識醸成、意識変容の促進がなされる取組が提案されているか。
- ・平成 28 年度以降の採択において、本プログラムの実施機関や共同機関としての参画経験がない機関を「新規参画機関」として含めた実施体制が提案されているか。
- ・新規参画機関は共同機関の一つとして再応募機関の実施体制に参画し、一部の企画の立案・実施を担うと同時に特定の地域を担当する提案となっているか。
- ・新規参画機関が企画の立案・実施、新規参画機関が継続的に実施していくことができる体制の構築や、担当地域における連携体制の構築を実現させるための、効果的な支援の計画が具体的に提案されているか。
- ・提案された効果的な支援が、支援終了後に、新規参画機関が独自の企画を主体的に実施することが期待できるような支援となっているか。

VI. 実施上の留意事項など

1. 採択後の手続き・報告など

(1) 計画の策定

採択決定後、企画の具体的な計画内容（年間計画や経費等）を詳述した業務計画書を実施機関（共同機関を置く場合は、加えて共同機関）にて作成すること。

業務計画書は JST との確認調整を経て、JST の承認をもって確定とする。なお、採択後において、やむを得ない事情により契約内容を大きく変更する、あるいは参加者数が見込みより大幅に減少する等、提案内容に応じた実施が適切に行えないような事態が発生した際には、必ず JST へ事前に連絡し、JST の指示を受けること。適切な連絡がない場合、経費の返還等を求めることがあるので、注意すること。また企画開始後に、合理的な事情により年間計画等を修正する場合は、事前の調整や手続き等が必要となるため、計画の策定にあたっては十分に留意すること。

(2) 実施協定（契約）の締結

業務計画書の確定後、JST は実施機関、共同機関とそれぞれ実施協定を締結する。実施協定には、本プログラムの実施にあたっての合意事項を定めており、締結日より企画の開始（経費の執行を含む）が可能となる。

(3) 報告書等の提出

下記の報告書等について、別途指示する期日までに提出すること。

(i) 業務実施報告書（様式指定・毎年度末）

目標人数の達成状況、取組の実施回数や実施内容、共同機関、連携機関との協力内容や会議の実施内容、継続的な体制構築に関する検討状況、経費の収支決算報告、など

(ii) 中間報告書

実施期間開始日から 9 月 30 日時点までの実施状況と経費の執行状況に関する中間報告

(iii) その他、JST が別途指示する報告書等

訪問調査時の企画説明資料、全体報告会での報告資料 など

(4) 調査等

(i) アンケート調査等

本プログラムの成果、効果等を把握して今後の事業に生かす観点から、実施機関における効果検証に加え、JST が指定する項目にて参加者に対するアンケート調査を実施すること。また、JST から実施機関に対し、実施期間および終了後において、参加者の意識調査や進路調査、支援終了後の事業継続状況調査や、参加者に対する追跡調査等を依頼することがある。これらの調査結果は、個人情報を除き公開することがあるため、参加者および関係者に対しては、この旨を周知して了解を得ること。

(ii) 実施状況調査

女子中高生の理系進路選択支援プログラム推進委員会の推進委員や JST 職員は、実施機関に対し、取組の視察および意見交換を対面またはオンラインで行う（支援期間中 2～3 回）。

(5) 実施内容の紹介

Web や学内外誌等で本プログラムでの実施内容を公表、発表する場合は、本プログラムの一環である旨を必ず記載するとともに、マスコミ等の取材を受ける際にも必ず伝えること。

(6) 経費執行について

支援対象となる経費は、企画の実施に直接的に必要な直接経費、および一般管理費となる。詳細は、「(参考) 支援対象となる経費」を参照すること。

(7) その他

本事業の関係者間における情報交換、成果報告等を目的とした報告会など、本事業に関係する各種イベントを JST が開催し、参加を依頼することがある。

2. 採択された実施機関の責務など

(1) 法令・実施協定等の遵守

企画の実施にあたっては、法令、実施協定等を遵守し、責任を持って適切に遂行すること。

(2) 参加者の個人情報の取扱い

参加者の個人情報の取扱いに関しては、本人の同意に基づかない目的外使用等が行われないように厳格に管理すること。

(3) 安全・衛生管理の徹底

実施機関または共同機関の規定を適用すること。なお、連携機関の規定が、実施機関の規定よりも厳しい場合に限り、連携機関の規定に則ることも可能とする。

(4) 生命倫理の遵守

実施機関は、本プログラムの企画に以下の内容を含む場合、いずれの場所の実施においても、実施機関が実施する研究と同等とみなして、実施機関等の規程に則って活動すること。なお、共同機関・連携機関の生命倫理の遵守に関する規程が、実施機関の規程よりも厳しい場合に限り、共同機関・連携機関の規程に則ることも可能とするが、その責任は実施機関が一義的に負うものとする。

(i) 相手方の同意・協力を必要とする取組や個人情報の取扱いに配慮を必要とする内容が含まれる場合（ヒト遺伝子等に関わる実験、等）

(ii) 動物愛護に関わる内容が含まれる場合（哺乳類や爬虫類等の動物実験等）

(iii) その他、実施機関等における通常の研究活動等において、法令等に基づく手続きが必要な内容と同等の内容が含まれる場合（遺伝子組み換え生物等の使用・作成等）

(5) その他

上記の他、JST が必要に応じて行う指示に従うこと。

3. その他

- (1) 応募内容は、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号) その他の観点から、選定以外の目的に使用しない。応募内容に関する秘密は厳守する。
- (2) 採択された個々の企画に関する情報(採択機関名、企画名、実施責任者名、実施主担当者名、連絡先および予算額)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとする。また、本プログラムのために使用するとともに JST が推進する各種事業情報の案内に使用する場合がある。
- (3) 本プログラムにおいて、経費を他の用途に使用したり、JST から経費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究活動費を受給する等、本事業の趣旨に反する経費の不正な使用等が行われた場合には、当該企画に関して、中止、経費等の全部または一部の返還の措置を取ることがある。また、経費の不正な使用等を行った実施主担当者等(共謀した者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した者等を含む)に対して、国または独立行政法人が運用する資金制度等への応募資格を制限する場合がある。

4. 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部能力伸長グループ

〒332-0012 埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル

女子中高生の理系進路選択支援プログラム事務局

メール: jyoshi-koubo [AT] jst.go.jp ※" [AT] "を"@"に置き換え

TEL: 048-226-5671

※土日祝日を除く

※問い合わせは基本的にメールにてお願いします。

(参考) 支援対象となる経費

1. 直接経費

直接経費は、業務の実施に直接的に必要なものに対して計上でき、「(1) 物品費、(2) 人件費・謝金、(3) 旅費、(4) その他」に分かれる。直接経費の積算にあたっては、以下に記載した本プログラムのルールに留意し、経費を執行する実施機関または共同機関の規則に従うこと。

(1) 物品費

○設備備品費

- ・取得価額 20 万円（税込）以上かつ使用可能期間が 1 年以上の設備・備品・ソフトウェア。企画提案書において合理的な理由等が詳述され、審査時に承認されたもののみ、執行することができる。

○消耗品費

- ・設備備品費に該当しない物品（書籍を含む）に要する経費

(2) 人件費・謝金

○人件費

- ・コーディネータ等や、直接業務に携わる事務補助員等を直接経費にて雇用できる。
- ・実施機関が雇用した者（アルバイト等）が、本件業務に従事したことにより、実施機関で負担した労務費および社会保険料事業主負担分を計上することができる。
- ・人件費の計上においては、企画にかかる業務、雇用期間を通して専任で行う場合を除き、企画にかかるエフォート率によって按分計上すること。
- ・人件費の執行限度額は特に設けないが、他の経費とのバランスを含めて当該経費の計上が取組遂行上、必要かつ適切であることが求められる。
- ・原則として、企画提案書の所要経費見込みの人件費が業務計画書の人件費の上限となる点に留意すること。

○謝金

- ・講演、原稿の執筆等の作業対価としての謝金を計上できる。
- ・実験の補助や座談会登壇者等、女子中高生に対する効果的・直接的な働きかけを行う学生等に、ティーチングアシスタント（TA）の謝金を支払うことができる。ただし、支払対象となる学生等は高等専門学校 4 学年及び大学 1 年生以上とする。
- ・実施機関、共同機関に雇用されている者には、原則として謝金を支払うことはできない。

(3) 旅費

- ・公共交通機関の利用を原則とする。
- ・原則として、参加者の交通費や宿泊費は計上できない。
- ・実施機関及び連携機関の担当者や講師等に対して、企画実施に直接的に必要な国内旅行の旅費を計上できる。外国旅費は対象外とする。
- ・JST から出席を依頼するイベントに参加するための旅費を計上できる。

(4) その他

○外注費（雑役務費）

- ・ 運転手を伴う車両雇上費等の外注にかかる経費
 - ・ ホームページ作成費用等
 - 印刷製本費
 - ・ 報告書や広報用の印刷物を作成するための印刷、製本代
 - 会議費
 - ・ 本企画のために専用に借り上げる場所の賃借料
 - 通信運搬費
 - ・ 物品の運搬、郵送およびデータ送信等のための経費
 - その他（諸経費）
 - ・ 参加者等の各種保険料
- ※参加者の飲食にかかる経費は本プログラムでは計上できない。

2. 一般管理費

業務の実施に伴う管理費用等として必要な経費を計上できる。

一般管理費は、直接経費総額に対して一般管理費率を乗じた額とする。その一般管理費率は、実施機関の規定もしくは直近の財務諸表の一般管理比率を10%と比較していずれか低い率(小数点第2位以下切り捨て)とする。それよりさらに下回る率を希望する場合は、その率を一般管理費率とする。

以上